民法上の要件（第９６８条）

①遺言書全文（財産目録以外の本文）を自書する。
ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。

②遺言書に作成年月日を自書する。
遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。

③遺言書に氏名を自書する。
住民票などの記載どおりに記載します。

④遺言者の押印
押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

⑤財産目録の署名押印
財産目録を添付する場合、目録については自書を要しませんが、その目録の全てのページに署名押印が必要です。

⑥文言の変更（加除、訂正等）
文言を変更する場合は、その場所が分かるようにして、変更（加除、訂正等）した旨を付記して署名し、変更した場所に押印が必要です。

自筆証書遺言書の文例をお知りになりたいときは、市販の図書やインターネット等で広く公開されていますが、函館地方法務局ホームページにも掲載していますので、こちらをご覧ください。

※「函館地方法務局　自筆証書遺言書保管制度」でも検索できます。

自筆証書遺言書の作成例

自筆で遺言書を作成し（※１）、法務局に預ける（※２）には、民法上の要件や法務局に預ける際のルールがあります。

以下の例は、財産目録を添付しないで作成した一般的な自筆証書遺言書になります。

遺言書の内容についてご不明な点がある場合は、法務局では相談に応じることができませんので、事前に弁護士や司法書士等の法律の専門家に相談されることをお勧めします。

（※１）遺言者が自筆で作成した遺言書を「自筆証書遺言書」といいます。
（※２）自筆証書遺言書を法務局に預ける制度を「自筆証書遺言書保管制度」といいます。
（※３）家族などへの感謝の気持ちや想いを伝える文章を「付言事項」といいます。付言事項は法律に定めのあるものではなく、遺言書に記載するかは任意です。

余白５ミリメートル以上

余白２０ミリメートル以上　　余白５ミリメートル以上

遺　言　書

遺言者函館太郎は、次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、妻の花子（~~平成~~昭和）○○年○○月○○日生）に相続させる。　函館

⑥の例

（付言事項）（※３）

妻の花子には、長年にわたり連れ添ってくれたことに感謝しています。ありがとう。

令和５年６月１日

住所　北海道函館市○○町○番○号
函　館　太　郎　函館

本文３行目、２字削除２字追加　函館太郎

⑥の例

⑩の例 ➡ １／１

余白１０ミリメートル以上

法務局に預ける際のルール

⑦用紙はＡ４サイズ
用紙は、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等がないものを使用します。

⑧余白の確保
上側５ミリメートル、下側１０ミリメートル、左側２０ミリメートル、右側５ミリメートルの余白が必要です。

⑨片面のみに記載
裏面には何も記載しないようにします。

⑩ページ番号を記載
遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します（例１／２、２／２。１枚のときも１／１と記載します。）。
複数ページの場合、契印は不要です。

⑪手数料
自筆証書遺言書を法務局に預けるには、３，９００円の手数料がかかります。

自筆証書遺言書を法務局に預ける方は、遺言書のほかに必要な書類がありますので、詳しくはこちらをご覧ください。

※「自筆証書遺言書保管制度」でも検索できます。

遺言書を作成してみましょう！

遺言書って作った方がよいのですか？

・自分の生きている間に相続について決めておきたい。
・自分の死後における相続に関する争いを防ぎたい。
・遺族や知人に感謝の気持ちなどを残したい。
などとお考えの場合は、遺言書の作成をお勧めします。

法務局に自筆証書遺言書を預けることで、どのようなメリットがあるのですか？

・保管申請手数料は３，９００円で、その他の費用はかかりません。
・遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
・法務局に保管申請をすると、家庭裁判所での検認手続が不要となります。
・遺言書の外形的な確認を法務局が行います。
（遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。）
・遺言者の死亡時に、指定された方に法務局が遺言書を保管していることを通知することができます。

遺言の種類	自筆証書遺言 ～手軽かつ自由度の高い方式～	公正証書遺言 ～信頼性の高い方式～
作成方法	・遺言者自身が自書できれば、いつでも自らの意思により作成できます。 ・法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。	・法律の専門家である公証人が、２人以上の証人のもと、厳格な方式に従い作成します。 ・遺言の内容について、公証人の助言を受けることができます。
費用	・遺言者自身で作成するため、作成費用はかかりません。 ・自筆証書遺言書保管制度を利用すると、保管手数料として３，９００円かかりますが、その他の費用はかかりません。	・作成には、財産の価額に応じた手数料が必要です。
保管	・遺言者自身で保管する必要があります。 ・自筆証書遺言書保管制度を利用すると、法務局が厳重に保管します。	・公証人が厳重に保管します。
検認の手続	・遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での遺言書の検認手続が必要です。 ・自筆証書遺言書保管制度を利用すると、法務局で保管した遺言書は、家庭裁判所での検認手続は不要です。	・遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での遺言書の検認手続は不要です。

令和５年６月作成

自筆証書遺言書作成キット（遺言書用紙付き）

～ 自筆証書遺言書を作成するためのお手伝い ～

あなたの思いを形にしてみませんか

大切な人に財産や思いを残したい

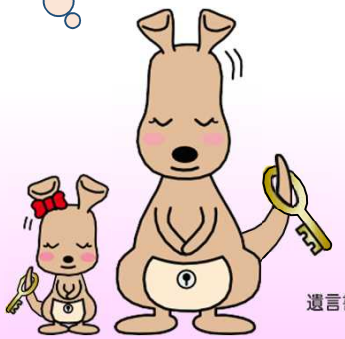

遺言書ほかんガルー

函館地方法務局

【お問い合わせ先】
供託課　０１３８－２３－９５３８
江差支局　０１３９－５２－１０４８
八雲支局　０１３７－６２－２２０８